

## 公益社団法人 淡路納税協会 青年部会

### 租税教室活動について

副部会長 有賀 雄一

租税教室は、次世代を担う若い世代に税の仕組みや税が社会に果たす役割について税務署や税理士が中心となって行っていますが、淡路納税協会青年部会では平成28年から小学生を対象に実施をしております。

令和元年は5名の会員が計141名の児童に対して租税教室を実施いたしました。私自身も令和元年は南あわじ市立三原志知・西淡志知小学校を訪問し三原志知小は5・6年生、西淡志知小は6年生合同で児童20名に租税教室を行わせていただきました。相手が小学生ということもあり、あまり難しくならないように税金っていつからあるの？なぜ税金って必要なのかをできるだけシンプルに、できるだけ分かり易くまた興味を持ってもらえるようにクイズを取り入れ授業を行いました。子ども達からは思いもよらないような質問も飛び出し答えに詰まる場面もありましたが、先生のフォローもあり無事に終えることができました。

令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、1校（22名）のみの開催となってしまいましたが、今後も租税教室を通じ子ども達に税金の役割や大切さを伝えてまいります。



## 淡路地区青色申告部会連合会

### 実務者研修会

五色町商工会 中井 康平

淡路納税協会において淡路地区青色申告部会連合会の実務者研修会が11月18日(水)と11月24日(火)の2日間にわたり開催されました。商工会議所・商工会職員が32名参加しました。今回は新型コロナウイルスの影響により感染症対策として出席者同士が接近しないようなレイアウトでの開催となりました。



洲本税務署から講師を迎え、給付金や助成金の申告、納税の対応の仕方・医療費控除、適格請求書等保存方式（インボイス制度）等について研修が行われました。

今後、令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

ただし、登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日以降となります。

また税額計算の方法が変わり、積上げ計算又は割戻し計算が選択できるようになります。令和3年の10月から登録が開始され、登録には申請が必要のため来年度は、適格請求書等保存方式について質問される事業所が増えるのではないのかなと予想されます。

今回の研修で得た知識について理解を深め、今後の業務に活かしていきたいと思っております。